

財団法人富山産業展示館寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人富山産業展示館（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を富山市友杉1682番地に置く。

(目的)

第3条 財団は、見本市、展示会等の開催を通じ、経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化をはかり、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業展示館の設置及び管理運営
- (2) 見本市、展示会等の開催又は開催の協力
- (3) 産業情報の収集及び提供
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第8条 財団が借入金をしようとするときは、収支予算で定めるものを除くほか、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第9条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

第3章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第12条 財団の事業計画及び収支予算は、その年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得て、富山県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第13条 財団の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、貸借対照表を添えて監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得て、富山県知事に報告しなければならない。

(事業年度)

第14条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第15条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 10人以上15人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、財団を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して財団の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して財団の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、理事長の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、財団の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 理事長は、役員が次の各号の一に該当したときは、理事会において理事の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないとき。
 - (2) 役員に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は無給とする。ただし、専務理事は、理事会の議決により有給とすることができる。

(顧問及び参与)

第20条 財団に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は財団の運営上必要な事項について理事長の諮問に応じる。

第5章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関し、重要な事項を議決する。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を召集しなければならない。

(議 長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 理事会の会議は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急かつ必要やむを得ないと認める場合においては、書面により各理事の賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第 28 条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第 6 章 運営委員会

(運営委員会)

第 29 条 財団の事業の適正かつ円滑な運営をはかるため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の組織、その他必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局)

第 30 条 財団の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得て、この財団と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第33条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県知事の設立許可のあった日から施行する。
- 2 財団設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。
- 3 財団の設立年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 財団の設立当初の役員は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。